

## あわや「労災隠し」!

# 労災申請は労働者の権利ですよ!

7月2日、運転士が新幹線の列車に搭載している手歯止めを扱った手に擦り傷をする事象が起きたので会社に報告しました。翌3日、大阪第二運輸所の今泉宏之総務科長と植西助役が、本人の事情聴取を行ない時系列等報告書の記入を指示しました。植西助役は、怪我の具合を確認しながら「労災申請をしない」ことを文末に記入するように指示しました。

該当の運転士は、口頭でも応えているので記入には応じませんでした。仮に記入した後状態が悪くなって休業した時のケガ、収入には誰が責任を持つのでしょうか。

特にこの日は、中央労働災害防止協会が平成25年度の全国安全週間（7/1～7/7）を『高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力でゼロ災害』のスローガンで各事業所へ労災防止を訴えていた日でもありました。

こうした状況で職場で労災発生が起きることがよほど困るのか、好調?な会社のイメージが落ちることを危惧した結果なのか、けっして本人の怪我や体調を気遣っての言葉ではないように感じます。

## 「労災隠しは、労働者にとって不利な結果しか招きません。」

仮にどんな理由があつたせよ、この間、厚労省が各都道府県の労働基準監督署に対して「労災隠し」の排除に対し対策の強化について指導してきています。過去、労働安全衛生法第100条及び第120条違反で送検となった件数も増加しており、会社そのものが事業停止や社会的責任が追及されることとなります。

皆さん!これまで、業務上や通勤途上でケガをして申告した時に労災申告しないようなことが言われたことはありませんか!? ケガをしたことで上司から責められたり、自分で転んだことにしておけとか言われることは、それは明らかに違法となるので直ぐに記録しておいたほうが良いです。

労災申請は、会社の許可がなくても本人で申請できます。直ぐに病院へ行って「労災(仕事で)」を告げることから始まります。労災の指定病院かどうかによって手続きが変わってくるので窓口でしっかりと相談することが必要です。